

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日の翌日）

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

### 鳥取県条例第二十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第三号中「三十八万円」を「四十三万円」に改める。

第六十一条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰

り下げ、同条第二項中「第三十六条の二」を「第三十六条の二第一項」に、「施行令で定めるもの」を「同条第二項の規定に該当するもの」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 住宅を購入して譲渡する者で施行令第三十六条の二の二の規定に該当するものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したくないものを当該住宅が新築された日から六月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行なわれた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から六月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行なわれない場合においては、当該購入した日から六月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

第六十二条の二第一項中「五万円」を「十万円」に、「十五万円」を「二十万円」に、「八万円」を「十二万円」に改める。

第六十八条の十六を第六十八条の十八とし、第六十八条の十四及び第六十八条の十五を二条ずつ繰り下げ、第六十八条の十三の次に次の二条を加える。

（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告）

第六十八条の十四 法第七十三条の二十七の七第一項の規定に該当する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 取得した土地の所在地及び面積

- 二 土地を取得した年月日
  - 三 譲渡した土地の所在地及び面積
  - 四 土地を譲渡した年月日
- (土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請)

第六十八条の十五 法第七十三条の二十七の七第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第一項に規定する譲渡をすることを証明するにたる書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

- 一 取得した土地の所在地及び面積
  - 二 土地を取得した年月日
  - 三 土地を譲渡する予定年月日
- 2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法第七十三条の二十七の七第二項の規定による徴収猶予の取消し及び還付について準用する。
- 第七十九条第三項中「(これに類する施設を含む。)」を削り、同項の表を次のように改める。

等級	税	率
一級	一人一日につき	九百円
二級	"	八百円
三級	"	六百円
四級	"	五百円
五級	"	四百円

第七十九条第五項中「第三項及び前項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 ゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率は、次の表の上欄に掲げる等級ごとに、それぞれ下欄に掲げる金額とする。

等級	税	率
一級	一人一日につき	三百円
二級	"	二百円
三級	"	百円

第九十四条の三第一項中「九百円」を「千二百円」に改め、同条第二項中「四百五十円」を「六百円」に改める。

第九十四条の四第一項中「千八百円」を「二千四百円」に改める。

第一百一条第三項中「千八百円」を「二千四百円」に、「九百円」を「千二百円」に改める。

第一百十三条第一項を次のように改める。

自動車税の納期は、五月二十日から同月三十一日までとする。

第一百十三条の二第二項中「次の各号に掲げる期間内」を「同項の賦課期日後翌年二月末日までの間」に改め、「、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる自動車税の額に限り」を削り、各号を削る。

第一百十六条の二第二項第一号中「、期別」を削る。

附則第二十五項中「昭和四十八年度」を「昭和五十三年度」に、「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、附則第三十三項の次に次の三項を加える。

## (自動車取得税の非課税等)

- 33 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が一般乗合用のバスで法附則第三十二条第一項の自治省令で定める要件に該当するものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十二年三月三十一日までに行なわれたときに限り、第三百三十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。
- 34 次の各号に掲げる期間内に取得された自動車で道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合するものうち法附則第三十二条第二項の自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第三百三十五条の六の規定にかかわらず、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。
- 一 当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令の公布の日の翌日から昭和四十九年三月三十一日までの間 百分の一
- 二 昭和四十九年四月一日から同年九月三十日までの間 百分の二
- 35 前項の規定は、法附則第三十二条第三項の規定により運輸大臣が指定した自動車で当該指定の日から前項第一号に規定する法令の公布の日(その日が昭和四十九年三月三十一日後である場合には、同日)までの間に取得されたものの取得に対して課する自動車取得税の税率について準用する。この場合において、同項中「当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。
- 第一号様式その四を次のように改める。



(裏 面)

お知らせ

- 1 納税義務が消滅した者には、その消滅した日までの期をもつて(4月1日から翌年3月31日までの期間)において自動車所有の変更があつた場合は、当該所有者の変更が翌年3月31日になつたものとみなして)自動車税が課されることになつたから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになつたります。

(表 面)

自動車税納税通知書

県 税	整理番号						
(納付者)	殿						
年度	登録番号	鳥	号	率			
	納税貯蓄組合番号	口座振替区分					
税 額	百	十	万	千	百	十	円
納 期 限	年	月	日				
納 付 場 所	銀行	店又は近くの	銀行	店若しくは郵便局			

上記のとおり納めてください。

- 1 この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第109条の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。なお、所有権留保付売買の対象となつた自動車については、買主も売主とともに納税義務があります。
- 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に依り、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

職 図

第三号様式その四を次のように改める。

(裏面)

お知らせ

1 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて(4月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が翌年3月31日にあつたものとみなして)自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。

2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を逕由して提出してください。

3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

(表 面)

自動車税納税通知書

県 税		登録番号		鳥		税 率	
(納付者)		納税貯蓄組合番号		口座振替区分		股	
年度		納税貯蓄組合番号		口座振替区分		股	
税 額	納 期 限	年	月	日	納 付 場 所		
百 十 万 千 百 十 円	年 月 日	銀行	店又は近くの		銀行		
		銀行	店若しくは郵便局				

上記のとおり納めてください。

1 この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第109条及び第113条の4の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。なお、所有権留保付売買の対象となつた自動車については、買主も売主とともに納税義務があります。

2 この税額については、鳥取県税条例第24条第2項の規定に基づき、この納税通知書を發した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この納税通知書を發した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

年 月 日 職 回

第三号様式その五

第三号様式その五を次のように改める。

(裏 面)

お知らせ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

2 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

(表 面)

軽油引取税納税通知書

県 税		軽油引取税納税通知書			
第 号	(納付者)				
年度	住所				
	氏名				
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税 率			
期 別	納 期 限	十 万 千 百 十 円			
年 月 日					
納付場所	銀行	店又は近くの			
	銀行	店若しくは郵便局			

上記のとおり納めてください。

1 この県税は、地方税法 条及び鳥取県税条例第141条第2項の規定によつて課せられたものです。

2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

職 印

第三号様式その五の次に次の一様式を加える。  
第三号様式その六

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七十九条第三項の表の改正規定は昭和四十八年六月一日から、第九十四条の三第一項及び第二項、第九十四条の四第一項並びに第一百一条第三項の改正規定は同年十月一日から、第一百十三条第一項、第一百十三条の二第二項、第一百六条の二第二項、第一号様式その四、第三号様式その四及び第三号様式その五の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第三十二条第一項の規定は、昭和四十八年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分とは、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第六十二条の二第一項の規定は、昭和四十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

5 新条例第七十九条第三項の規定は、昭和四十八年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

6 新条例第七十九条第四項の規定は、この条例の施行の日以後におけるゴルフ場に類する施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

7 新条例の規定中料理飲食等消費税に関する部分は、昭和四十八年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新条例第九十条に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

8 新条例の規定中自動車税に関する部分は、昭和四十九年度分の自動車税から適用し、昭和四十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。